Q カルタヘナ法ではどのようなことが定められているのですか?

A

これまでに、遺伝子組換え生物が環境を著しく変えたという報告はありません。しかし、遺伝子組換え生物が生態系に侵入して周辺の生物を駆逐したり、在来種と交雑したりすることによって、生物多様性に悪影響を及ぼす可能性がないとは言い切れません。カルタヘナ法は、このような影響を未然に防ぐことを目的として制定されました。

カルタヘナ法では、遺伝子組換え生物の使用(栽培、飼育、販売等)に先立ち、その使用形態に応じた措置を実施することを規定しています。遺伝子組換え生物の使用にあたって、その開発者や輸入者などは主務大臣の承認を受ける義務があります。

承認を受けていないものを国内で使用することはできませんので、遺伝子組換え技術を利用したペット等を海外で購入する場合など、一般の方々も注意が必要です。

Q 「遺伝子組換え」について知りたいのですが?

1.「遺伝子組換え」って何ですか?
2. どんな遺伝子組換え生物がつくられているのですか?

A

1. 「遺伝子組換え」とは、ある生物の一部の遺伝子を取り出し、別の生物または同じ生物に導入する技術のことです。
2. 例えば、「光る熱帯魚」や「光るメダカ」がその例としてあげられます。これらは、ゼブラダニオという小型熱帯魚にサンゴの一種に由来する遺伝子を組み込み、赤色の蛍光色を発するようにしたり、メダカにクラゲの一種に由来する遺伝子を組み込み、黄緑色の蛍光色を発するようにしたものです。

   この他、除草剤耐性タンパク質を産出する遺伝子などを導入したトウモロコシ、ダイズ、ナタネなどが開発されています。遺伝子組換え生物については、カルタヘナ法の承認の他、それが食品として使用される場合は食品衛生法、家畜の飼料として使用される場合は飼料安全法の審査を受けることとなっています。

遺伝子組換えゼブラダニオ　　写真:(財)自然環境研究センター

お問い合わせ先

〒100-8975　東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号

環境省　自然環境局　野生生物課　外来生物対策室

Tel. 03-5521-8344

Fax.03-3504-2175

http://www.bch.biodic.go.jp/

bch@env.go.jp

PRINTED WITH SOY INK R100

環境にやさしい大豆油インクを使用しています